

## 令和6年度 第4回山口地方最低賃金審議会山口県最低賃金専門部会議事録

1 日 時 令和6年8月5日(月) 10時00分 ～ 13時55分

2 場 所 山口地方合同庁舎2号館5階 共用第一会議室

### 3 出席者

公益代表委員	今 崎 光 智 委 員
	神 保 和 之 委 員
	難 波 利 光 委 員

労働者代表委員	大 原 敬 典 委 員
	宮 本 晴 充 委 員
	横 山 崇 委 員

使用者代表委員	藏 藤 共 存 委 員
	坂 本 竜 生 委 員
	宮 本 道 浩 委 員

#### 事 務 局

労働基準部長	上 条 訓 之
賃 金 室 長	藤 村 哲 也
賃 金 指 導 官	古 谷 康 将
賃 金 指 導 官	吉 富 雄 治

### 4 議 題

(1) 金額審議について

(2) その他

## ○部会長

ただいまから、第4回山口県最低賃金専門部会を開催します。

本日の専門部会で決着を図りたいと考えておりますので、本日の審議を踏まえて更なる歩み寄りができるよう労使双方にお願いいたします。

公益委員としましては全会一致を望んでおります。なお、どうしてもまとまらない場合は公益委員見解をお示しして専門部会の結果をまとめたいと考えています。どうぞよろしくをお願いいたします。

事務局から定足数について報告してください。

## ○賃金指導官

本日の出席状況を報告いたします。本日は全委員に出席していただいておりますので、定足数は、最低賃金審議会令第5条第2項に規定されている要件を満たしており、会議を開催し、議決することができますことをご報告申し上げます。

## ○部会長

では議題1の金額審議に入る前に、事務局から前回までの審議経過、本日の議事の進行について説明願います。

## ○労働基準部長

事務局から前回までの審議経過についてご説明いたします。

前回の第3回山口県最低賃金審議会専門部会の審議において、労働者側から52円、使用者側からは50円とする引き上げ額の提示がありましたが、継続審議となったものです。

この後、公益委員と労働者側委員、公益委員と使用者側に分かれて個別審議を行い、11時30分をめぐりに全体会議を再開する予定としております。全体会議では金額のまとめについて審議したいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

委員の皆様を各部屋へ案内いたします。

## 【 個別協議 】

## ○部会長

全体会議を再開します。事務局からお願いします。

## ○労働基準部長

事務局です。部会長からご指名がありましたので、事務局から公益委員見解を読み上げます。

山口県最低賃金は、時間額979円、引上げ額51円、引上げ率5.5%とする。

発効日は、令和6年10月1日とする。

山口県最低賃金専門部会は、今年度の改正審議にあたって、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2024」に配意し、最低賃金法第9条第2項の3要素（「労働者の生計費」「賃金」「通常の事業の支払能力」）のデータに基づき、中央最低賃金審議会で示された目安を十分に参酌しつつ、山口県の経済・雇用の実態を十分に目配りし、改正額が合理的で納得感があるものとなるよう、慎重な審議を行った。

審議においては、次のとおり、上記3要素のほか、県内の労働力減少にも関係する最低賃金の地域間格差についても検討を行った。

## 1 中央最低賃金審議会の目安

今年度の中央最低賃金審議会の目安審議に当たっては、消費者物価の上昇を背景に、3要素（「労働者の生計費」「賃金」「通常の事業の支払能力」）のうち、労働者の生計費を重視し、特に、生活必需品を含む「頻繁に購入」する支出項目に係る消費者物価指数が平均5.4%と高水準であることを考慮し、最低賃金近傍の労働者の購買力を維持するため、同水準を勘案し、5.0%（50円）を基準として検討することが適当とされた。

各ランクの目安額については、地域間格差への配慮の観点から、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要であり、ABCランクとも50円とすることが適当とするとされた。

目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮する観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会が審議に際し、地域の経済・雇用の実態をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮することを期待されている。

## 2 判断理由

本専門部会においては、中央最低賃金審議会から示された目安、労働者側委員・使用者側の意見及び以下の理由を十分に参酌して総合的に勘案した結果、今回の改定金額を提示することとした。

- (1) 賃金については、山口県が調査した「令和6年春季賃上げ要求・妥結状況（最終集計結果）」によると賃上げ率は、全国平均よりも高く、県内全体で5.60%と30年ぶりの高水準になっている。

また、賃金改定状況調査結果第4表①②における賃金上昇率は2.4%（Bランク）、継続労働者に限定した第4表③では2.9%（Bランク）と平成14年以降最大値であった昨年を上回る高水準である。これら賃金上昇率は十分に考慮する必要がある。

さらに、県内のパートタイム労働者の1求人あたりの募集金額下限額は平均1,055円（本年5月）と1千円を超える水準で推移している。

- (2) 労働者の生計費について、山口市消費者物価指数は同じく4月に2.8%、5月に3.4%、6月に3.4%（山口市の4～6月の3か月平均は3.2%）と高水準であること、そのうち、

生鮮食料品については、6月に7.5%の値上がりとなっている。本年は、最低賃金に近い賃金水準の労働者に影響を及ぼす消費者物価指数（生活必需品を含む支出項目である「頻繁に購入する」品目）5.4%も勘案する必要がある。

また、山口県「毎月勤労統計地方調査結果」では、実質賃金指数が令和4年9月以降、前年同月比がマイナスで推移しており、最低賃金に近い賃金水準の労働者の生活は苦しくなっていると考えられ、生活水準の維持・向上の観点から、実質賃金の引上げを意識する必要がある。

連合のリビングウェイズでは、県内での最低生活費は17万4千円で、時間単価1,050円が必要との意見である。

- (3) 中央最低賃金審議会によると「通常の事業の賃金支払い能力」とは、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解されるところ、本専門部会においては、経済情勢に係る各種統計資料のほか、県内の中小・小規模事業者の現況把握に努めた。

山口県「山口県金融経済情勢」によると、6月の概況は「県内景気は、緩やかに回復している。」となっており、7月も同様に「県内景気は、緩やかに回復している。」とされている。

その一方で、財務省中国財務局「法人企業景気予測調査結果（令和6年6月）」によると、令和6年度の経常利益は全体で前年度比マイナス9.1%の減益、規模別でも中堅企業でマイナス43.6%減益見込み、中小企業においては前回の53.7%プラスから50ポイント近く減少する見込みとされ、中小・小規模事業者の県内企業の先行きは厳しい状況である。

さらに、価格転嫁については、県中央会「価格転嫁状況及び賃上げに関する調査結果について」では、原材料価格を転嫁した企業は73%と令和5年度調査より減少し、人件費引上げ分までに価格転嫁した事業所は36%であり、十分な価格転嫁がなされていない。

県内中小・小規模事業者の企業収益等の状況を踏まえると、通常の事業の支払能力には一定の限界があると認められ、最低賃金の引上げ額はこれを十分に考慮する必要がある。

- (4) 本専門部会の審議経過において、都道府県間における最低賃金の地域間格差の是正についても議論を行った。中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（令和6年7月24日）において、労働者側委員は「地域間額差は地方部から都市部へ労働力を流出させ、地方の中小企業・小規模事業者の事業継続・発展の厳しさに拍車をかける一因となる」と主張している。総務省「2023年住民基本台帳人口移動報告」によると、山口県の年齢別の転出超過率を見ると、20～24歳が13.66%と最も高く、長崎県に次いで全国2位、次いで25～29歳が8.51%となっている（2023年、総務省「住民基本台帳人口移動報告」）。

最低賃金改正の審議に当たり、本地方最低賃金審議会に寄せられた要請書によれば、「2023年度の東京都地域別最低賃金は1,113円、山口県との格差は185円であり、東京と山口県の格差は年々拡大している。しかも、総務省統計局が作成している人口推

計によれば、東京の人口は増大傾向にあるが、山口県の人口は減少傾向にある。労働力を確保し地域経済を活性化するためには最低賃金の大幅な引き上げが必要である」

(山口県弁護士会)とされ、この他にも8団体から地域間格差を解消するために最低賃金引き上げを求める意見が寄せられている。

以上のことから、山口県の労働力流出を防止する観点からも、最低賃金の地域間格差の是正縮小を考慮する必要がある。

なお、山口県の雇用情勢について、就業地別の有効求人倍率が4月に1.69倍、5月に1.67倍、6月に1.67倍と福井県に次いで全国2位であり、新規求人倍率が4月に2.25倍、5月に2.08倍、6月に2.44倍と人手不足が続いている。

### 3 行政への要望

行政においては、最低賃金の引き上げ額が過去最高となったことから、原材料費や人件費等の価格転嫁を進めることが不可欠である。よって、企業間の取引での適切な指導・監視をお願いしたい。また、政府・自治体等に対し、生産性向上に取り組む中小・小規模事業者への地域の実情に応じた支援強化等を強く求めることとしたい。

以上です。

### ○部会長

はい。以上が公益委員見解です。この見解を当専門部会の結論とすることについて労働者側の意見はいかがでしょうか。

### ○横山委員

では労働者側から意見、感想も含めて述べさせていただきます。

計4回にわたる専門部会におきましてリビングウェイジ1,050円の早期達成に向けてさまざまな主張を述べさせていただきました。また、山口県における春闘結果や近隣県への人材流出、さらには地域間額差の縮小にもこだわり、目安以上の引き上げ額を求めたところでした。そのような中、公益委員見解として目安額50円プラス1円の51円が示されたところであり、労働者側としては引き上げ額52円にこだわりたいところですが、51円は目安額以上の引き上げ額であるとともに過去最高の引き上げ額となり、一定の理解を示したいと考えています。

従いまして、来年度以降も地域間額差の縮小に向け、主張してまいりたいと考えておりますので引き続きのご理解をよろしくお願いいたします。

以上です。

### ○部会長

はい、ありがとうございます。

使用者側委員からはいかがでしょうか。

### ○宮本道浩委員

はい、使用者側委員としましては専門部会における公使の協議の場でお話させていただきましたが、中央最低賃金審議会が示しました5%、50円の賃上げというものは明確な根拠が示されておりません。地方の実態をどこまで分析したうえでランクごとの目安額を決したのか全く理解できないにもかかわらず、それをも上回る引き上げ額にどのような理屈があるのでしょうか。

公益委員においては、本県の産業振興あるいは労働力を確保し、地域経済を活性化させるためには最低賃金の大幅な引き上げが必要であるというお考えとのことですが、最低賃金を審議するこの審議会の場で地域振興あるいは産業振興の視点を前面に打ち出しての考え方、議論が適切とは思えません。あくまで法に基づく三要素をしっかりと議論していくことが必要であると思いますので、使用者側としては全く受け入れ難いものと考えています。以上が使用者側の意見ですが、ひとつ質問させていただいていいでしょうか。

### ○部会長

はい、どうぞ。

### ○宮本道浩委員

これは公益委員見解として示されたものですが、専門部会における我々使用者側委員、労働者側委員の考えとは別のものとして示されたということですね。

### ○労働基準部長

はい、そういうことになります。労使双方の主張については、専門部会の経過報告に記載して公にすることになります。専門部会の経過報告は、この専門部会でお示しして審議することになります。

### ○坂本委員

いいですか。今は公益委員見解を専門部会で示されて、このあと見解を踏まえて専門部会の経過報告を作成してどのような内容で本審に報告するか協議するわけですね。

### ○労働基準部長

はい、そうです。今日の審議経過についてはこれからお時間をいただいて作成して労使双方委員に内容を確認していただく予定です。

### ○坂本委員

わかりました。公益委員見解に対する意見は、私も宮本委員と同意見ですし、これ

は公益委員の見解として承るとして、私たちの意見は専門部会の経過報告の協議の中で改めてさせていただければと思います。

**○神保委員**

確認ですが、専門部会の経過報告は、今日のこの部会で双方の確認はしていただけないのでしょうか。本審の前に確認するというのでしょうか。

**○労働基準部長**

事務局から説明します。

このあと専門部会報告、経過報告を作成します。昼休憩をはさんで、午後からその内容について確認していただきます。

**○神保委員**

では、専門部会は昼休みということで一旦中断して昼休み明けに専門部会報告、経過報告のペーパーで出るということでいいですか。

**○労働基準部長**

はい。そういうことです。

経過報告は詳細に書きますが、ご意見がある委員は遠慮なく申し出ていただければと思います。

**○神保委員**

では先に採決するというものでいいですか。

**○坂本委員**

ちょっといいですか。

部会についてはどうでしょうか。部会報告を含めた内容について採決するというものではないですか。

**○労働基準部長**

専門部会としての結論が。今までのお話からすると、使用者側委員のみなさんは公益委員見解に賛意が得られないということなので採決を取る必要があると思います。

**○坂本委員**

では部会報告は別に採決を取るということですか。

**○労働基準部長**

本審の答申のときに部会報告について採決を取ります。

ここでは公益委員見解に対して採決を取ります。

**○坂本委員**

部会報告でこういうとりまとめで行きます、本審へこういう内容で報告しますよ、という採決は取らないですか。

**○労働基準部長**

それは考えてなかったです。

**○宮本道浩委員**

それはあるべきではないでしょうか。

**○労働基準部長**

昨年度は採決を取っていません。昨年度は全会一致でしたし、専門部会で報告の内容をチェックしていただいて、それでいいという結論でしたので採決は取っていません。

**○坂本委員**

専門部会報告について採決は取らないまでも、これこれのとりまとめでいいかという賛否は確認するべきでしょう。

**○労働基準部長**

はい、もちろん専門部会報告の内容は各委員に確認していただいて必要な修正をすることで進めてまいります。

**○部会長**

では、一旦、当部会は休会します。

午後1時15分から再開します。

【休会】

**○部会長**

では、再開します。

それでは当専門部会として結論を得る必要がありますので採決に移りたいと思います。

お示しした公益委員見解に賛成の方は挙手をお願いします。

**○坂本委員**



はい、すみません、採決の前にいいですか。

公益委員見解に対する意見、考え方はいつ述べたらいいでしょうか。

どのような趣旨で賛成する反対するということを採決の前か、後か、いつ述べたらいいでしょうか。

### ○労働基準部長

確認ですが、先ほど宮本委員が意見を述べられましたが、今述べられますか。

### ○部会長

予定では採決の後に意見を述べる機会を設けることにしていましたが、採決の前がよろしいでしょうか。

### ○坂本委員

はい。

### ○部会長

では、どうぞ。

### ○神保委員

すみません。確認ですが、それは先ほど宮本委員が述べられた意見の補足ということでしょうか。

### ○坂本委員

はい、補足ということで述べさせていただきます。

先ほどは公益委員見解に反対しますという意見を申し上げました。タイミング的に、先ほどは公益委員見解を見てすぐだったので意見を整理する時間がなかったというところもあって、改めて反対にあたっての考え方を述べさせていただきます。

まず、公益委員見解の冒頭に引き上げ額 51 円、引き上げ率 5.5%という過去最大の引き上げ額、引き上げ率が提示されています。

これについては、ここまで高い数値が果たしてどうやって出たのかということに疑義があるわけですが、それはその後に出てくる判断理由のところでも述べられていますので、それに対する意見を述べさせていただきます。

この判断の根拠ということで記載されておりますが、まずは最低賃金審議会の役目としては地域における三要素をきちんとデータを踏まえて審議するということになっています。この三要素についてひとつずつ申し上げたいと思います。

まず賃金については、春闘の妥結状況は全国平均より高く県内全体で 5.6%と 30 年ぶりの高水準となっている、とあります。この点についてはそのとおりではありますが、ここに書かれてないものとして、最低賃金の最も影響を受ける中小、小規模事業者、県内の事

業者の9割以上、従業員の8割以上が中小企業なわけですが、その中小企業の春季賃上げ要求妥結状況の数値が書かれていないわけです。全体では大企業を含めた引き上げ率5.6%ですが、中小企業について引き上げ率3.94%で5.6%より非常に低い水準であります。

また、この春闘は労働組合が組織されたところの数値ですけれども、中小企業はそのほとんどに労働組合が組織されていないのでごく一部の労働組合の妥結状況ということになります。全体がどれだけ反映されているかという点もありますが、ただ一応数字として出ているということなので、重要視すべきは全体の5.6%ではなくて中小企業の数値の3.94%を重視すべきではないかと考えます。

次に、賃金改定状況調査についてですが、これは従業員数30人未満の小規模事業者を対象にしたもので、賃金上昇率は2.1%と非常に低い上昇率であるということもきちんとおさえておく必要があるのではないかと思います。

二つ目の労働者の生計費についてですけれども、これについては山口県の消費者物価指数が5月時点で3.5%、6月3.2%と高水準なのかもしれません。ただ、今年5月までの半年間の平均が昨年は3.9%だったのが今年は2.9%、5月同士を比べても去年が4.4%で今年が3.5%と物価の状況判断としては昨年よりも物価上昇率は減っているという点にまず触れるべきだと思います。

それから、頻繁に購入する支出項目も上昇率が5.4%と、これも勘案する必要があると書かれております。ただ、残念ながら、この数値は山口県のデータがないということですので全国で5.4%ということ。基本的には本県におけるデータに基づいて判断する必要がありますが、山口県のデータがない中でこの数値を用いることに若干の違和感を覚えるところです。

三つ目の通常の事業における賃金の支払い能力のところですがデータ的にはなかなか難しいところがありますが、基本的な状況判断として県内企業の先行きは厳しいという風にならされているところはその通りだろうと納得しております。また、価格転嫁については、十分な価格転嫁はなされていないという点が明記されています。

こうした中で、通常の事業の支払い能力に一定の限界があるところも認められると非常に厳しい県内の中小事業者の収益状況を踏まえて、単に支払い能力に一定の限界があるというこれだけで片付けられているような感じがしまして、では5.5%以上の支払い能力があるのかなのか、そこの判断が一定の限界という言葉からは読み取れないと感じています。

それから(4)に関しては、地域間格差、地域間の最低賃金の差による人口移動に関する考え方が書いてありますけれども、最低賃金の指標でどこまで人口移動があり、人口減少への影響があるかということはストレートには考えられない、そうであろうという感じはするわけですが、これを判断理由として挙げることについてはそこまでのものがあるのかなという考え方もしています。

ということで、法に定める三要素を見ましたところ、山口県における三要素のデータについては、中央審議会においても地域の実態をデータに基づいて見極めてほしいという要望があるわけで具体的に見たときに過去最大の引き上げ額51円、引き上げ率5.5%という

数字がどうやって導き出されたのか、その辺りが全く分からない。中小企業の通常の事業の支払い能力、物価上昇率の数値を見てみてもこういった数字は出てこないだろうと考えます。ということで、公益委員見解について反対するものであります。

以上です。

#### ○部会長

はい、ご意見ありがとうございました。

では、今のご意見をお聞きした上でとなりますけれども、これから採決させていただきます。

お示しました公益委員見解に賛成の方は挙手をお願いします。

(労働者側委員 3 名、公益委員 2 名が挙手)

#### ○部会長

はい、ありがとうございます。

では、反対の方は挙手をお願いします。

(使用者側委員 3 名が挙手)

#### ○部会長

はい、それでは採決の結果、賛成 5 名、反対 3 名。よって、賛成多数をもって公益委員見解は可決されました。

それでは、事務局から関係資料を配付してください。

#### ○労働基準部長

では、専門部会報告書をお配りします。使用者側委員からご意見のありました経過報告は別紙 3 になります。

内容をご確認いただいてご意見いただければと思います。

#### ○坂本委員

はい、この内容をよく確認したいのでお時間をいただけますでしょうか。

#### ○部会長

はい、15 分の時間を設けますので、確認していただけますでしょうか。もし、時間が足りないようであれば申し出ください。

#### ○坂本委員

はい、すみません。意見というか確認ですが、昨年度の専門部会報告で発効日の見直し

が必要ではないかという意見、要望があって部会報告に入れてあったと思います。その件について中央審議会で発効日の在り方について早急に検討するよう意見が入れてありました。それについて本審で事務局からお話があったように思いますが、それを本省へ伝えたけれどもどうだったかという説明があったようにも思いますが、どうだったでしょうか。

#### ○部会長

今年度、その話が出なかったと思いますが、出ましたかね。

#### ○坂本委員

発効日の話は、当然出ましたけれども、昨年度の部会報告で出た要望のその後の対応についてどうだったかという回答を確認したいと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○賃金室長

今この場でお答えし兼ねますので、事務局で確認して後ほど回答いたします。

(15分経過、修正作業終了)

#### ○部会長

では、事務局は修正した専門部会報告を配付してください。  
修正箇所はすべて反映されていますのでご確認ください。

#### ○宮本道浩委員

さきほど坂本委員から出た質問についてはいかがでしょうか。

#### ○坂本委員

さきほどお聞きしたのは発効日のことについてです。本審のときにもお聞きして再度になって申し訳ありませんが、今年の専門部会報告書を取りまとめるにあたって、去年の報告書に書いてあった要望に関して、その後どのような対応がされているかという点を改めて確認したいという趣旨です。この点に関して労働局内でどのような対応がなされたのか確認させていただければと思います。

#### ○労働基準部長

はい、先ほど坂本委員から、昨年度の要望についてはどのようになっているかというご質問をいただきましたので事務局からお答えします。

昨年度の専門部会の審議では、発効日については一律ではない、10月1日ありきではないということ要望してほしいという意見がありまして、専門部会報告書とともにその内容を書面にして厚生労働省本省へ要望として提出しております。その結果については、全員協議会報告書にあるとおり、全員協議会報告の内容を周知するにとどまると、厚生労働

省労働基準局賃金課から回答を得ているところです。

### ○宮本道浩委員

はい。今の制度はそういう風になっているということは昨年度も私ども使用者側委員は分かったうえで書いているわけです。ちょっと読み上げます。

労働者の総賃金額に地域間格差が生じることや、目安制度の在り方に関する全員協議会で示すような地方最低賃金審議会で各々の発効日を決めることは困難である、だから、今後、中央審議会が地方最低賃金審議会に発効日の目安を示すことを検討する必要があるという話をしたわけです。

ですから、その制度は分かったうえで、だけどそうは言っても地方で好き勝手に決めたのでは賃金額に地域間格差が生じるのは事実だから、それはそれで問題だから地方で発効日を決めることは困難だから地方最低賃金審議会が発効日を決めることは現実問題として困難だろう、だから国がその点を検討してほしい、というのが要望の趣旨だったと思います。

今回、確認していただいたら、国の方は制度をそのまま返してきたということですから、地方は地方で決めてください、ということですね。ですので、今回の専門部会報告書の要望からは落としていますけれども、山口地方最低賃金審議会として昨年度要望した考え方については変わらないと思います。このような問題点があるんだということで国においても議論すべきではないでしょうか、ということ、そこの考え方は変わらないと思います。

### ○坂本委員

すみません。追加でいいでしょうか。

今、国の対応で回答されたのは、発効日は10月1日ありきではなくて地域の実情で審議の状況によって10月中旬とかになっても地方における審議の中でそのような結果になるという風に聞こえました。

昨年度の要望はそれにとどまらず、全国的に例えば1月1日とか4月1日とか統一した発効日を考える必要があるのではないかと、山口県だけ1月1日にしますというわけにはいかないものですから、昨年度はそこを含めた要望だったと私は理解しています。

その点についてどういう風に検討されているのか、ということです。

### ○労働基準部長

はい、厚生労働省に確認しましたがけれども進んでいないということでした。ですので、繰り返しになりますけれども、特に変わらないということしかお伝えできません。さきほど宮本委員からご指摘いただきました点については別途厚生労働省本省へお伝えします。

### ○部会長

はい、よろしいでしょうか。

それではこの専門部会報告書をもって、当部会終了後に開催します審議会へ報告するこ

ととします。

次に、議題2その他に入りますが、何かありますでしょうか。

**○坂本委員**

はい、よろしいでしょうか。

この専門部会は金額については審議するということで参考決定と考えていますが、そもその最低賃金の審議の在り方については専門部会ではなくて本審で意見を述べた方がよろしいでしょうか。

**○部会長**

はい、そうですね。

**○坂本委員**

はい、わかりました。

**○部会長**

他にありますでしょうか。

よろしいですか。

では、事務局から何かありますでしょうか。

**○賃金指導官**

では、このあとの予定について説明いたします。

本日14時30分をめぐりに第441回本審を開催いたしますのでよろしくお願いいたします。

**○部会長**

これをもちまして第4回山口県最低賃金専門部会の審議を終了いたします。

皆様には熱心なご議論をいただきありがとうございました。

令和6年8月5日

山口地方最低賃金審議会

会長 小林 友則 殿

山口地方最低賃金審議会

山口県最低賃金専門部会

部会長 難波 利光

### 山口県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年7月4日、山口地方最低賃金審議会において付託された山口県最低賃金の改正決定について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2024」に配意し、最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、審議においては、労働者代表委員から、山口県の春闘の賃上げ率は全国より高く30年ぶりの賃上げ率にあることや、現状の最低賃金は生活する上で最低限必要な賃金水準になく、さらに物価上昇で生活が圧迫されていることや近隣県との地域間格差の是正のため、目安額以上の引上げが必要との意見が表明された。

使用者代表委員から、山口県内の中小企業・小規模事業者がおかれている厳しい現状等の中、山口県最低賃金はあくまで最低賃金法に基づく3要素、山口県のデータに考慮して決定すべきものであり、最低賃金の大幅な引き上げは、県内事業者の9割以上が占める中小・小規模事業者にとって事業存続に関わる死活問題であることから到底容認できない等、厳しい意見が表明された。

労使の意見の隔たりは大きく、公労使それぞれの立場を尊重した審議に努めたが、意見がまとまらず結論を見いだせなかった。このため、公益委員見解を別紙2のとおり示し、採決を行った結果、今回の結論に至ったものである。

審議経過については、別紙3のとおりである。

また、国において、最低賃金引上げにより最も影響を受ける中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう人件費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な価格転嫁に向けた取組の強化を要望する。

さらに、発効日が各県ごとに異なる場合に、様々な理由から地方において自主性を発揮して発効日を特定することは困難であることから、昨年度の専門部会報告書に、国や中央最低賃金審議会の発効日の在り方について早急に検討していただくことを要望したところである。

よって、引き続き、国や中央最低賃金審議会が発効日のあり方について早急に検討することを要望する。

なお、別紙4のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の答申「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和5年10月1日発効の山口県最低賃金（時間額928円）は山口県の生活保護水

準を上回っていたことを申し添える。

本件審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

(公益代表委員)

部 会 長

難 波 利 光

部会長代理

今 崎 光 智

神 保 和 之

(労働者代表委員)

大 原 敬 典

宮 本 晴 充

横 山 崇

(使用者代表委員)

宮 本 道 浩

藏 藤 共 存

坂 本 竜 生

(五十音順)



山口県最低賃金

- 1 適用する地域  
山口県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間 979円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
令和6年10月1日

## 令和6年度山口地方最低賃金審議会 山口県最低賃金専門部会公益委員見解

山口県最低賃金は、時間額979円、引上げ額51円、引上げ率5.5%とする。  
発効日は、令和6年10月1日とする。

山口県最低賃金専門部会は、今年度の改正審議にあたって、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2024」に配意し、最低賃金法第9条第2項の3要素（「労働者の生計費」「賃金」「通常の事業の支払能力」）のデータに基づき、中央最低賃金審議会で示された目安を十分に参酌しつつ、山口県の経済・雇用の実態を十分に目配りし、改正額が合理的で納得感があるものとなるよう、慎重な審議を行った。

審議においては、次のとおり、上記3要素のほか、県内の労働力減少にも関係する最低賃金の地域間格差についても検討を行った。

### 1 中央最低賃金審議会の目安

今年度の中央最低賃金審議会の目安審議に当たっては、消費者物価の上昇を背景に、3要素（「労働者の生計費」「賃金」「通常の事業の支払能力」）のうち、労働者の生計費を重視し、特に、生活必需品を含む「頻繁に購入」する支出項目に係る消費者物価指数が平均5.4%と高水準であることを考慮し、最低賃金近傍の労働者の購買力を維持するため、同水準を勘案し、5.0%（50円）を基準として検討することが適当とされた。

各ランクの目安額については、地域間格差への配慮の観点から、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要であり、ABCランクとも50円とすることが適当とするとされた。

目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮する観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会が審議に際し、地域の経済・雇用の実態をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮することを期待されている。

### 2 判断理由

本専門部会においては、中央最低賃金審議会から示された目安、労働者側委員・使用者側の意見及び以下の理由を十分に参酌して総合的に勘案した結果、今回の改定金額を提示することとした。

(1) 賃金については、山口県が調査した「令和6年春季賃上げ要求・妥結状況（最終集計結果）」によると賃上げ率は、全国平均よりも高く、県内全体で5.60%と30年ぶりの高水準になっている。

また、賃金改定状況調査結果第4表①②における賃金上昇率は2.4%（Bランク）、

継続労働者に限定した第4表③では2.9%（Bランク）と平成14年以降最大値であった昨年を上回る高水準である。これら賃金上昇率は十分に考慮する必要がある。

さらに、県内のパートタイム労働者の1求人あたりの募集金額下限額は平均1,055円（本年5月）と1千円を超える水準で推移している。

- (2) 労働者の生計費について、山口市消費者物価指数は同じく4月に2.8%、5月に3.4%、6月に3.4%（山口市の4～6月の3か月平均は3.2%）と高水準であること、そのうち、生鮮食料品については、6月に7.5%の値上がりとなっている。本年は、最低賃金に近い賃金水準の労働者に影響を及ぼす消費者物価指数（生活必需品を含む支出項目である「頻繁に購入する」品目）5.4%も勘案する必要がある。

また、山口県「毎月勤労統計地方調査結果」では、実質賃金指数が令和4年9月以降、前年同月比がマイナスで推移しており、最低賃金に近い賃金水準の労働者の生活は苦しくなっていると考えられ、生活水準の維持・向上の観点から、実質賃金の引上げを意識する必要がある。

連合のリビングウェッジでは、県内での最低生活費は17万4千円で、時間単価1,050円が必要との意見である。

- (3) 中央最低賃金審議会によると「通常の事業の賃金支払い能力」とは、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解されるところ、本専門部会においては、経済情勢に係る各種統計資料のほか、県内の中小・小規模事業者の現況把握に努めた。

山口県「山口県金融経済情勢」によると、6月の概況は「県内景気は、緩やかに回復している。」となっており、7月も同様に「県内景気は、緩やかに回復している。」とされている。

その一方で、財務省中国財務局「法人企業景気予測調査結果（令和6年6月）」によると、令和6年度の経常利益は全体で前年度比マイナス9.1%の減益、規模別でも中堅企業でマイナス43.6%減益見込み、中小企業においては前回の53.7%プラスから50ポイント近く減少する見込みとされ、中小・小規模事業者の県内企業の先行きは厳しい状況である。

さらに、価格転嫁については、県中央会「価格転嫁状況及び賃上げに関する調査結果について」では、原材料価格を転嫁した企業は73%と令和5年度調査より減少し、人件費引上げ分までに価格転嫁した事業所は36%であり、十分な価格転嫁がなされていない。

県内中小・小規模事業者の企業収益等の状況を踏まえると、通常の事業の支払能力には一定の限界があると認められ、最低賃金の引上げ額はこれを十分に考慮する必要がある。

- (4) 本専門部会の審議経過において、都道府県間における最低賃金の地域間格差の是正についても議論を行った。中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（令和6年7月24日）において、労働者側委員は「地域間格差は地方部から都市部へ労働力を流出させ、地方の中小企業・小規模事業者の事業継続・発展の厳しさに拍車をかける一因となる」と主張している。総務省「2023年住民基本台帳人口移動報告」によると、山口県の年齢別の転出超過率を見ると、20～24歳が13.66%と最も高く、長崎県に次いで全国2位、次いで25～29歳が8.51%となっている（2023年、総務省「住民基本

台帳人口移動報告」)。

最低賃金改正の審議に当たり、本地方最低賃金審議会に寄せられた要請書によれば、「2023年度の東京都地域別最低賃金は1,113円、山口県との格差は185円であり、東京と山口県の格差は年々拡大している。しかも、総務省統計局が作成している人口推計によれば、東京の人口は増大傾向にあるが、山口県の人口は減少傾向にある。労働力を確保し地域経済を活性化するためには最低賃金の大幅な引き上げが必要である」(山口県弁護士会)とされ、この他にも8団体から地域間格差を解消するために最低賃金引き上げを求める意見が寄せられている。

以上のことから、山口県の労働力流出を防止する観点からも、最低賃金の地域間格差の是正縮小を考慮する必要がある。

なお、山口県の雇用情勢について、就業地別の有効求人倍率が4月に1.69倍、5月に1.67倍、6月に1.67倍と福井県に次いで全国2位であり、新規求人倍率が4月に2.25倍、5月に2.08倍、6月に2.44倍と人手不足が続いている。

### 3 行政への要望

行政においては、最低賃金の引き上げ額が過去最高となったことから、原材料費や人件費等の価格転嫁を進めることが不可欠である。よって、企業間の取引での適切な指導・監視をお願いしたい。また、政府・自治体等に対し、生産性向上に取り組む中小・小規模事業者への地域の実情に応じた支援強化等を強く求めることとしたい。

以上

## 地域別最低賃金額改正に関する専門部会の経過報告

### ●はじめに

令和6年度の地域別最低賃金額改正については、本年6月21日付けで閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」、「経済財政運営と改革の基本方針2024」に配意した審議を行った。

4回の専門部会の中で、労働者側、使用者側から、最低賃金近傍の労働者や厳しい経営環境の中にある中小企業・小規模事業者の状況等を踏まえた改正額について真摯な議論がされるなど、審議を尽くしたところである。

また、第1回専門部会において、生活保護費と最低賃金の比較について、平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の考え方にに基づき比較したところ、令和5年10月1日発効の山口県最低賃金・時間額928円は、山口県の生活保護費を下回っていなかったことが確認された。

### ●労働者側主張

#### 第2回専門部会では、

- 1 山口県においては昨年過去最高の40円引き上げられ928円となったものの、連合が試算する最新のリビングウェイジにおいては、山口県では時間額1,050円であり、山口県最低賃金額928円と比較すると122円の開きがある。
- 2 物価上昇は1昨年から継続しており、山口県の消費者物価指数は、5月現在で108.9(前年同月比3.0%上昇)、生鮮食品を除く総合は108.4(前年同月比2.6%)の上昇である。  
また、山口県の世帯当たりの自動車保有台数は1.24台で、一人当たりの保有台数も0.6台となっており、県内の大半が自動車を保有している状況である。
- 3 中央最低賃金審議会から示された目安額は50円であり、影響率は26.3%にもなるが、リビングウェイジで示された時間額1,050円を達成するためには、更なる最低賃金の引上げが必要である。また、技能実習生等の外国人労働者に労働力を依存している県内企業も多いものの、他の先進国よりも最低賃金額が低い上、円安の進行もあり外国人労働者の獲得が困難になっているのが現状である。

- 4 時間額 1,500 円の早期実現については、県内の中小企業・零細企業に対する影響が大きいことから、段階的に引き上げていくことが現実であると認識している。
- 5 昨年度は同じ中国地方である広島県、岡山県は目安通りの引上げ額であったが、同じ B ランクであるが、島根県は目安に 7 円プラスした 900 円、引上げ額は 47 円の結果となった。本年度、島根県は昨年同様の引上げ額になり、あと 3 年程度で追いつかれる可能性がある。島根県に追いつかれないためにも、中央最低賃金審議会で示された目安金額以上の引上げを求めたい。
- 6 山口県内のハローワークで募集している金額は、平均 1,055 円（5 月）である。新規で採用する労働者には 1,055 円支払えるのに、現在働いている労働者は 928 円で我慢していることになる。
- 7 今年度の引上げ額は、目安額 50 円に 11 円加えた 61 円として提示する。目安額から 11 円を上積みした根拠は、リビングウェイジで示された時間額 1,050 円を達成するためには、山口県最低賃金時間額 928 円と比較して 122 円足りない状況である。当初 3 年間かけて達成したいという考えに基づき、残り 2 年間でこれを達成するには年間 61 円を継続的に引上げる必要があるものである。

との主張がされました。

### 第 3 回専門部会では、

- 1 第 2 回専門部会で提示した引上げ額 61 円の主張については、57 円に変更し歩み寄りたい。根拠は昨年度の目安の加重平均額が 43 円、本年度の目安額が 50 円であり、その差額が 7 円である。これは本年の目安額にその差額 7 円をプラスしたものである。また、昨年の島根県の審議において 7 円プラスの結果となったことも根拠である。
- 2 山口県は近隣県の福岡県、広島県に人材が流出しておりこのような現状に歯止めをかけるため、目安額以上の賃金引上げが重要と認識している。具体的には、山口県への転入者数は 23,185 人、転出者数は 26,903 人、転出超過数は 3,718 人である。年齢別の転出超過率を見ると、20～24 歳が 13.66%と最も高く、長崎県に次いで全国 2 位、次いで 25～29 歳が 8.51%となっている。
- 3 山口県からの人材流出の多い広島県、福岡県とは約 20 年かけて賃金の額差が拡大しているため、少しでも早く額差を縮めていきたい。その一方で、同じく B ランクの島根県、C ランクの鳥取県との差が縮まっている。例えば、令和元年には島根県と山口県は 39 円の差があったにもかかわらず、令和 5 年には 24 円まで縮小している。島根県・鳥取県のように、人材流出を意識した、目安以上の大幅な引き上げを継続している現状に鑑みれば、

山口県においても、目安以上の引き上げが必要である。

- 山口県「春季賃上げ要求・妥結状況（最終集計）」によると、300人以上計の結果は5.71%であり、これを根拠にすると最低賃金引上げ額は53円となる。また、県全体では5.6%であり、これを根拠にすると最低賃金引上げ額は52円になる。

中央最低賃金審議会の公益委員見解にもあるとおり、「賃金支払い能力」は、個々の企業の賃金支払能力を指すものではない、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではないと考えている。

また、中央会「価格転嫁状況及び賃上げに関する調査結果について」において、賃金「引上げた」と回答した事業所の平均昇給額は8,805円とあるが、労働時間数168時間で除すると52円になり、年間52円賃金が上がっていることになる。

以上のことから52円までは歩み寄るがそれ以上歩み寄るつもりはない。

#### **第4回専門部会では、**

- 山口県の大企業の春闘の賃上げ率は5.71%であり、全体の賃上げ率は5.6%である。全体の賃上げ率を参酌すると、最低賃金の引上げは52円である。
  - 52円の引上げ額が必要であることに変わりはない。歩み寄っても、目安額のプラス1円が限界で、目安額とおりはあり得ない。
- との主張がされました。

### **●使用者側主張**

#### **第2回専門部会では、**

- 地域別最低賃金は、最低賃金法第9条に基づく3要素（「労働者の賃金」、「労働者の生計費」、「通常の事業の賃金支払能力」）について、山口県のデータに基づいて決定されるべきものであり、丁寧に議論を重ねていかなければならない。山口県のデータとは、県内の労働者の8割以上を占める300人未満の中小・小規模事業者に係るデータである。
- 3要素のうち、まず、「労働者の賃金」については、本年7月に県中央会が実施した「価格転嫁状況及び賃上げに関する調査結果について」によれば、本年1月から6月の間に「賃金を引き上げた」事業者は56%、平均昇給率は3.3%となっており、4割の事業者は賃金を引き上げられていない。つぎに、「労働者の生計費」については、山口市消費者物価指数によると「持家の帰属家賃を除く総合」の前年同月比は、直近の令和6年5月は3.4%と、昨年同期の3.9%より低く、昨年10月以降の平均は2.8%であり、昨年同期の4.4%より低いことから、昨年と比較し物価上昇率は低くなっている。最後に、「通常の賃金支払い能力」につい

ては、県中央会の「月次景況調査結果」によると、原材料価格の高騰や人件費の上昇、さらには運送費もあり、製造業の景況感は厳しい。物価高の影響により個人消費も減少していることから非製造業の景況感も低下している。

以上のことから、最低賃金の一定程度の引上げは必要であることには理解するものの、中小・小規模事業者には、「通常の賃金の支払い能力」が厳しいことから大幅な引き上げは困難と言わざるを得ない。

3 中央最低賃金審議会の「令和6年度地域別最低賃金額改定を目安答申について」において提示された目安額については、最低賃金法に定める3要素を総合的に勘案したとは言いがたいものであると受け止めざるを得ない。生計費のうち重視する指標として、生活必需品を含む「頻繁に購入」する支出項目に係る消費者物価の平均上昇率5.4%を勘案して目安が設定されているが、昨年の目安額43円(4.5%)を超えることを大前提として、この指標を活用し50円(5%)としたのではないかと思われ、根拠に乏しい数値と考える。

4 最低賃金の引上げ根拠については、山口県における300人未満の中小企業の春闘の賃金引上げ率が3.94%であり、本県固有のデータであるこの数値を用いた金額37円が妥当な引上げ水準の限度であると考えている。

本年3月の政労使会議において採択された「持続的な賃金引き上げのための共同宣言」にあるとおり、中小・小規模事業者に賃上げを波及させる必要性には理解を示しているが、春闘の賃金引上げ率が3.94%と賃上げ率は、物価上昇率2.8%を上回っている。

5 県中央会「価格転嫁状況及び賃上げに関する調査結果について(令和6年7月)」において、原材料価格を転嫁した企業は73%とされているが、人件費引上げ分までに価格転嫁した事業所は36%、利益確保分まで価格転嫁した事業所はそれより低い32%にとどまる。

また、業種別だと「2024年問題」に直面している運送業が特に厳しい。さらに、BtoC、すなわち、一般消費者を顧客とし競合他社が多い事業者にとって、商品価格への価格転嫁はより安い価格を好む消費者の理解を得られず、消費者離れを招く可能性がある。

最低賃金引上げの理由は理解するが、人件費引上げ分への価格転嫁が不十分であるため、結果的に最低賃金引き上げにより利益の減少につながってしまうのが現状である。

6 中小・小規模事業者は、最低賃金引上げそのものには理解を示しているものの、原材料費の高騰に悩まされながら、従業員確保のための「防衛的賃上げ」を迫られているのが実態である。更なる最低賃金の引上げは、県の伝統を守ってきた中小・小規模事業者を廃業に追い込むとしか考えられない。最低賃金の引上げ額は37円で提示したが、これでも十分に高いし、



中小・小規模企業からするとこれ以上の引上げは困難である。

7 「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告」において、中央最低賃金審議会から政府に対して賃上げ実現のための支援策の要望がなされたが、現在の政府が用意した支援策は手続きが複雑で、申請するためには多額の費用をかけて専門家に依頼する必要がある。また、支援自体は、設備投資が前提で結果として助成されないものもある。さらに、労働局の業務改善助成金は、最低賃金の引上げをする代わりに助成金で支援するというものであり、継続的に賃上げするためにあるものとは言えず、十分なものとは言えないのではないか。

8 最低賃金法上、最低賃金は都道府県で決定することができるかと規定されているが、事実上それが出来ず、大多数の都道府県は「目安ありき」になっていることから、制度と実態が乖離し制度疲労が起きている。国が都道府県の最低賃金額を決め、地方の公労使から構成する最低賃金審議会委員からそれぞれ意見を聴取するという制度に見直す必要があるのではないか。

との主張がされました。

### 第3回専門部会では、

1 現時点では、第2回専門部会で主張した引上げ額 37 円から変更は考えていない。繰り返しであるが、使用者側としては、最低賃金は3要素（「労働者の賃金」「労働者の生計費」「通常の事業の賃金支払能力」）について、山口県のデータに基づいて決定されるべきものとの考えに変わりはなく、3要素に基づき算出した金額は37円である。

国で政策目標を立てて最低賃金を段階的に引き上げることは理解できるが、法律上で決定することを無視して対応することはおかしい。

2 中央最低賃金審議会の「令和6年度地域別最低賃金額改定の目安答申について」では、「労働者の生計費」の指標として従来の「持ち家の帰属家賃を除く総合」以外に、新たな指標として「頻繁に購入」する生活必需品を含む支出項目（平均5.4%）を示した上で、その指標の上昇を勘案する必要があるとしたが、従来使用していない指標を示してきたことに納得ができない。

また、山口県では「頻繁に購入」する生活必需品を含む支出項目という新たな指標がないのであれば、中央の数値を使う考えには全く理解できない。

さらには、昨年以降、消費者物価指数は低下しているにもかかわらず、一部の新たな指標だけを捉えて、「労働者の生計費」が上昇しているとは到底言えない。

山口市消費者物価指数のうち、生鮮食料品は10%を超えているが、これは中央が示した数値とは全くの別物である。

- 3 財務省の「法人企業統計」によると、資本金 1000 万未満の企業でも利益率は 2.9%と企業収益が改善しているのは事実であるが、これは全国の数値であり山口県の企業の数値でないだろう。前回の専門部会でも主張したが、県中央会の「月次景況調査結果(令和6年6月)」によると、製造業の景況感、非製造業の景況感とも極めて厳しく、「通常の賃金支払い能力」がないのは明らかである。

また、財務省「法人企業景気予測調査結果(令和6年3月)」によると、令和6年度の経常利益は全体で前年度比マイナス 9.1%の減益、規模別でも中堅企業でマイナス 43.6%減益見込み、中小企業においては前回の 53.7%プラスから 50 ポイント近く減少する見込みであり、県内企業の先行きは厳しいと言わざるを得ない。
- 4 山口県から人口が流出していることを理由に最低賃金を上げることは何ら根拠がない。都心部と最低賃金の地域間格差があることは理解するが、あくまで3要素に基づき、最低賃金を決めることであって、地域間格差を議論の俎上に載せることは法律を無視した議論でしかない。昨年の審議では島根県は大幅な引上げをしたが、隣県等に追随して引き上げただけである。
- 5 前回の専門部会でも主張したが、政府は最低賃金を引き上げた後に、助成金等の支援策を用意するから企業内の最低賃金を上げようとしているが、順序が逆であろう。政府が中小・小規模事業者が賃上げできる施策を十分に用意し、準備ができるのを待ってから最低賃金を引き上げるのが順序である。しかも、政府が用意する助成金等の支援策は設備投資が前提で全ての中小・小規模事業者が利用できるものではない。
- 6 県中央会の会員には監理団体もあることから、最低賃金を全国一律に引き上げて欲しいという意見も聞くが、技能実習生を受け入れる実習実施者には中小・小規模事業者が多いことから、急激な最低賃金の引き上げが、負担でしかない。外国人技能実習生は賃金額で就労先を選ぶことは承知しているが、外国人技能実習生の受入れと最低賃金引上げと議論を混同してはならない。
- 7 発効日の全国的な見直しの必要性については、昨年の地方最低賃金審議会、前回、前々回の地方最低賃金審議会でも意見を述べたところである。発効日は地方最低賃金審議会における審議の結果で決めるのであり、10月1日発効ありきではないことについては説明があったが、発効日を10月1日以降としても、山口だけが例えば1月以降の発効とするのはおかしいことについても理解している。実際には、発効日は10月から10月中旬くらいまでとすることが妥当と考えている。
- 8 3要素に基づき算出した金額は 37 円であることに変更はない。地方最低賃金審議会

の審議において、中央最低賃金審議会が示した目安額を参酌する必要があることは理解している。昨年、各都道府県の改定後の最低賃金額は目安額を下回ることはなかった。

労働者側が主張する「地域間格差」を考慮しても、歩み寄れるのは目安通りの 50 円までであり、それ以上は絶対はない。山口県の最低賃金額が目安額とおりであるなら理解できるが、目安額を上回ることは絶対にはありえないと考えている。

との主張がされました。

#### 第4回専門部会では、

- 1 前回、前々回の専門部会でも主張したが、最低賃金はあくまで山口県のデータに基づき 3 要素を決定することが法の趣旨に則るものであり、地域間格差や地域の産業振興を持ち出すことは全く理解できない。地域間格差や産業振興等の 3 要素以外を根拠にする理由を示してほしい。

また、政府の賃上げ政策によって一定の効果が表れた後に最低賃金を引き上げるなら理解できるが、実際にはそうではないであろう。最低賃金法は罰則規定があり、中小・小規模事業者は引き上げられた最低賃金を順守する必要があることから、なおさら、3 要素に基づいて議論すべきではないか。

- 2 島根県の最低賃金が上がっているが、単に島根県は最下位になりたくないだけであろう。全都道府県の最低賃金法は他県との競争を求めているし、求めているのであればそれをもとに法律を改正すべきである。

- 3 最低賃金近傍で働く労働者の賃金の底上げをすることは理解できるが、最終手段として中央最低賃金審議会の目安があるのであろう。最終手段が賃上げの手段であってはならない。

また、厳しい経営環境にある中小・小規模事業者にとって、賃上げの原資を確保することは重大な問題である。最低賃金を引き上げると別の従業員の賃金を減らす、別の経費を減少させる、場合によっては廃業に追い込まざるを得ない。もう少し、企業経営者側への配慮を欲しい。

- 4 中央最低賃金審議会が示した目安額にも納得していないが、目安額以上とするのであればその根拠を示して頂きたい。県内の中小・小規模事業者の 9 割は労働組合がない企業である。当初提示した 37 円でも十分高い数値である。

繰り返しであるが、県内の中小・小規模事業者の存続のためにも、断じて目安以上の引上げは受け入れられない。

との主張がされました。

## ●意見の不一致

以上のおり、労働者側・使用者側の主張を踏まえ、公益委員として意見を取りまとめるべく努めたところであるが、意見が一致せず、公益委員見解を示し、採決を行ったところ、賛成多数で決議された。